

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・佐藤・渡邊

税理士・青木信三

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

👉 車両利用のリスクとその対策について

業務や通勤で車両を使用する場合は、事故が発生するリスクが付きまといます。ここでは、従業員が業務中に車両事故を起こしてしまった場合について、対応方法を例示しながら、会社のリスクとなる可能性とその対策について確認してまいります。

◇事故の例示

〇〇会社のAさんが、勤務時間中に営業車を使って得意先に訪問する途中で、路上に飛び出してきたネコを避ける為にハンドル操作を誤って、営業車をガードレールにぶつける事故を起こしました。また、得意先へ届ける予定の商品も破損してしまったようです。

幸いにも、Aさんの単独事故で済みましたが、Aさんは足を骨折し、2カ月の入院生活を余儀なくされました。

◇考えられる対応方法について

事故が起こった際、Aさんは会社に電話をして今後の対応の指示を仰ぎました。この場合、会社としては以下の対応が考えられます。

- ・被害者の方がいないか
～いた場合には救急車の手配を行っているかの確認
- ・Aさん自身の負傷等の状態の確認
- ・現在地の確認
- ・警察への通報、訪問予定の会社とのスケジュール調整、納品等の代替案 など

なお、事故を起こした本人は冷静さを欠いた状況にあることが予測されます。上述の対応について確認した後は、事故処理が完了し落ち着いた段階で、再度連絡をもらうようにした方が、よりの確に状況を把握できるでしょう。電話を受けた会社としても、突如のことにも的確に対応できるように、交通事故等の「事故発生時対応マニュアル」を備えておくに越したことはありません。

◇予見されるリスクについて

会社として、予見されるリスクに対して民間の保険等を活用されていることと思われませんが、補償範囲が適切であるか否か、実態に合わせて確認していくことも重要です。適切な内容であれば、起きてしまった事故への補償はもちろん、従業員が働く上で保険があることに対して感じる安心感も、保険がもたらす恩恵の一部です。

また、事故を戒める（懲戒等の罰則）ことを含めた車両関連のルール作りもリスク対策には重要です。Aさんに過労・飲酒・危険ドラッグの使用はなかったか、また本当に運転免許を持っているのか…など車両を運転する者として、問題は無かったのでしょうか。

そのような問題を防止するために「車両取扱規程」、「マイカー/自転車通勤規程」を策定することが求められます。

なお、自賠責法第3条では「運行供用者責任」、民法第715条では「使用者責任」が明確にされています。会社の営業車での事故、会社が認めたマイカー通勤等での事故など、従業員のみならず会社への責任及びある可能性も頭に入れておくことが重要ですよ

◇労災保険と自賠責保険などについて

◎労災保険

業務上や通勤途上のケガであれば、治療にかかる費用、休業した場合の所得補償（休業4日目から賃金の約8割）などの給付を受けることが可能です。Aさんは、会社が労災申請を行ったことで、治療費・入院費を自己負担することなく、会社も補填なしに治療を受け、休業2カ月間の所得の約8割を労災で補償してもらえました。

◎自賠責保険

あくまでも被害者（人）に対する補償であるため、相手方がいる場合は、過失割合に応じて給付を受けることも可能ですが、今回のような自損事故（過失100%）に関しては、給付を受けることが出来ません。

◎その他の保険

今回の事故では、会社が営業車についての任意保険に加入していたため、Aさんの事故によるガードレール・営業車の修理代、得意先へ届ける商品の損害は全て賄うことが出来ました。また、所得も労災では賄えない残りの部分を補償してもらえました。

車両事故では、様々な点で費用負担が発生する可能性があります。車両に掛けている任意保険が、治療費、休業時の所得補償、ガードレール・営業車の修理費用、得意先へ届ける商品の損害補償など、どこまでカバーできるものなのか、一度ご確認いただくことをお勧めします。

もし、労災保険・自賠責保険・任意保険のそれぞれが活用できる状況の場合には、全ての制度から、同じ補償を重複して受けることは出来ません。既にどれかの保険から給付を受けた分は、別の保険で重ねて同じ給付を行わない調整制度が設けられています。原則として、どの保険から給付を受けるかは、本人の自由選択となります。

◇最後に

今回の場合、単独事故という事で相手方がいなかったことは不幸中の幸いです。ただ、このような場合でも昨今では、スマートフォン・携帯電話で写真や動画の撮影をしたものをWEB上にアップされてしまうこともあります。営業車には、社名も載っていることでしょう。事故時の対応を誤れば、風評被害という損害を受ける可能性もあります。車両を業務や通勤で利用される場合は、前述のリスクなどを考慮して、運転免許証、加入している保険などの確認をお勧めいたします。



先月のコラムに書いたBS TBSテレビ局の取材は無事に終わりましたが、私達が行った「遺言書の書き方セミナー」は今回の「相続税の改正」の特集の1パートとして短くもり込むことが逆にネタとして勿体ない、短く伝えるよりは、また改めて「遺言」だけで一つの企画にできるのではないかというテレビ局の考えから、今回の特集には残念ながら放映は見合わせということになってしまいました。テレビ局での「遺言」の企画が実施されることを祈って、放映される、その時までもっと研鑽して参ります。「遺言書の書き方」、「相続対策」等の相続関連セミナーを毎月4回開催していますのでご興味、ご関心のある方は是非ご連絡ください。日程表を送らせていただきます。